



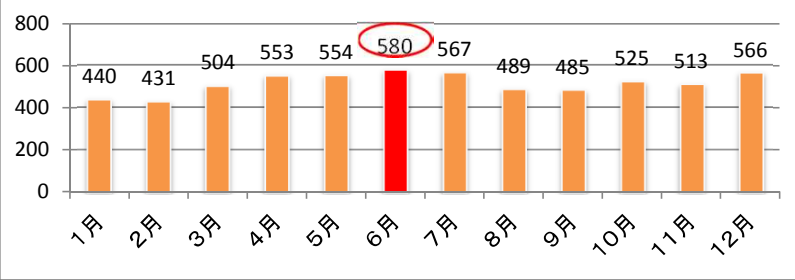
第154号

交通安全だより



平成30年6月兵庫県交通安全室

〈平成29年中の自転車関係事故発生件数〉



平成29年中で自転車関係事故発生件数が一番多かったのが**6月**です！

気候の変化や気の緩みで、注意力が散漫になっていませんか？

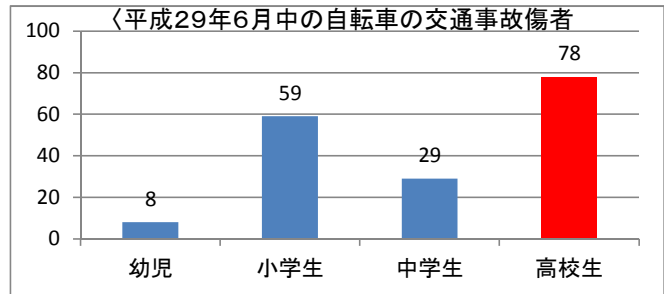


自転車安全利用五則



- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

平成29年6月中の自転車の交通事故傷者のうち、174名が幼児～高校生で、その中で最も多いのが**高校生**です。



自転車事故にあわないために

- 飲酒運転・二人乗り・並走は禁止です。
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認をしましょう。
- 見通しの悪い交差点では徐行しましょう。
- 夜間はライト点灯しましょう。
- スマートフォン操作や傘さし運転等のながら運転はやめましょう。



自転車損害賠償保険入ってますか？

兵庫県では条例により、自転車を利用する場合、自転車損害賠償保険等(他人の生命又は身体の侵害を補償する保険又は共済)に加入しなければなりません。(義務)

業務として自転車を利用する場合は、事業者(個人事業主を含む)が事業者向けの保険に加入する必要があります。現在加入している保険などを確認し、自分にあった保険等を選んで加入しましょう。

【条例】・自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例



「キッズ交通安全官」「キッズ交通安全官ファミリー隊」を募集します！



兵庫県では、飲酒運転による悲惨な交通事故をなくすため、家族や地域に「飲酒運転はしないでね」と呼びかけるキッズ交通安全官(県内に住む小学生)と、地域や職場の仲間に対して飲酒運転「三ない運動」を呼びかけるキッズ交通安全官ファミリー隊(キッズ交通安全官の両親、県内在住の祖父母等)を募集しています！

〈募集期間〉平成30年6月1日から平成31年3月31日までの間
(※ただし応募者が300人に達した時点で募集を終了します。)

詳しくは、兵庫県のホームページをご覧くださいか、交通安全室(078-362-3879)までお問い合わせ下さい。

